

あさひが丘自治会だより 1月号

◎ 「江別市配布の除排雪パンプのご確認方＝自治会長、生活環境部」

- 1 江別市では、毎年12月、全世帯に「江別市の除排雪」と題する広報誌（A4版カラー印刷8ページもの）を配布しています。
- 2 除排雪広報誌をご一読願ひ、関係分をご確認ください。
 - ・ 降雪量10センチを目安に除雪が行われること。
 - ・ 置き雪の量は、可能な限り左右で公平に努めていること。
 - ・ 除雪をめぐる近隣のトラブルにご留意願ひたいこと。
 - ・ 自治会定期排雪では、自治会が市除排雪業者の協同組合と契約して「除雪ドーザ、ロータリ除雪車の運転手及び交通誘導員分」等を負担し、江別市が「ダンプトラック（運転手付き）、ロータリ除雪車（運転手を除く）を無償で貸し出し・支援していること。
 - ・ 自治会定期排雪の市負担額が10年前の2倍以上となっている。

その他ご理解・ご協力のお願ひなど、詳細の掲載があります。

◎ 「自治会定期排雪の予定等＝自治会長」

- 1 本年度の当あさひが丘自治会の定期排雪の日程は、「2月13日（木）から17日（月）の4日間」実施を予定しております。詳細は、別途「自治会だより2月号」でお知らせ致します。
- 2 本年度の「自治会臨時除雪」は、実施致しません。1月18日（土）から20日（月）のうち2日間を予定していましたが、年末から1月上旬頃までの降雪量が少なかったことから、中止と致しました。

◎ 「ご自宅・間口等の除排雪に関するご留意方のお願ひ＝自治会長、生活環境部」

- 1 ご自宅間口等の除排雪「置き雪の処理」について
江別市が実施する除雪に伴ひ、毎回、玄関前などの間口や駐車場出入口付近への「置き雪」があります。この「置き雪」は、空地等のほか、ご自宅の間口等で・ご自身の管理する土地の前付近等の範囲で処理をするようにお願ひ致します。近隣の方宅の間口等への「置き雪の処理」は、行わないようにご留意をお願ひ致します。
- 2 会員の方が個別契約の除排雪業者による「置き雪の処理」について
個別契約の除排雪業者については、「除排雪マナー」を十分ご承知と思ひますが、「近隣の方宅の間口等への置き雪の処理がないよう」、また「交差点付近への排雪など、交通の障害が生じないよう」、ご留意をさせていただきたいと思ひます。

[2枚目に続く]

◎ 「調整池の、排雪利用者によるフェンス『出入り口の鍵かけ』
徹底の注意＝自治会長」

- 1 江別市調整池担当者から会長宛の電話注意受理
12月25日（水）、江別市土木担当者から、電話で「調整池への雪投げは諸事情からやむを得ないと考えているが、パトロールをしたら、フェンス『出入り口の鍵かけ』がなく、今後は鍵かけの徹底をお願いしたい。」旨の注意を受けました。
- 2 調整池排雪に対する自治会の関わり（平成25年度自治会総会議決）
自治会では、5月から11月の間、市と協定を締結し、出入り口は自治会管理の下に多目的利用をしております。ただし、市は、排雪に関しては自治会に対し正規に許可は出来ないとのことで、平成25年度総会において、自治会（組織）として総合的に判断をして関わりを持つことを中止とする旨の議決を致しました。
- 3 排雪利用住民による『フェンス出入り口』管理の実施
平成25年度の冬季から、「排雪に関わりがある住民の方々が出入り口の鍵を管理し、排雪の都度鍵の開け閉めを行う。」こととしました。出入り口の解放により、仮にお子さん方が中に入って事故となった場合などには、利用住民の方の責任問題に発展することも予想されます。調整池への排雪は、市の許可はなく、いわば黙認という形での利用であることを十分ご認識をいただき、「鍵かけの徹底」をお願い致します。

◎ 「あさひが丘自治会のホームページを見ましょう＝自治会長」



あさひが丘自治会のHPは「<https://asahigaoka.jitikai.ebetsu.sbs/>」です。

「自治会だより」のほか、諸情報等の掲載があります。是非、ご確認ください。

〔令和7年1月 総務部〕